

第 2 部
市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節 理念

「このまちで共に生きる」

－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－

私たちは、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障がいのある人にもない人にも、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営む権利があります。

全ての場面において、障がいのある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりが求められています。

地域で暮らす誰もが「包摂（インクルージョン）」され、それぞれの個性を認め合う「多様性（ダイバーシティ）」を備えた、誰にとっても居心地のよい社会、それが「地域共生社会」です。

地域共生社会を実現するためには、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障がいのある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

第2節 将来像

「市川市総合計画」の基本構想では、「まちづくりの基本理念」において、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、全ての人を認め合う「人間尊重」を基本としており、また、「将来都市像」を「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めています。

これを踏まえ、本計画の理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域共生社会を作る上で、次のとおり将来像を定めます。

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」

－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

第3節 基本目標

第1部「総論」で述べた現状と諸課題を踏まえ、将来像の実現に向けた基本目標を次のように定めます。

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

全ての障がいのある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組みの相互の連携の強化とともに、障がいの特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応も踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障がいのある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、全ての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、分かりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障がいに対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として互いの個性を認め、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

第4節 施策推進の方向

基本目標の実現に向け、次のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第5節 各施策に共通する横断的視点

前節に定める各施策を推進する上で、各施策に共通する横断的視点を次のように定めます。

① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援

障がいのある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障がいのある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

② 障がいのある人を中心とした総合的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

③ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態にに応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

④ アクセシビリティの向上

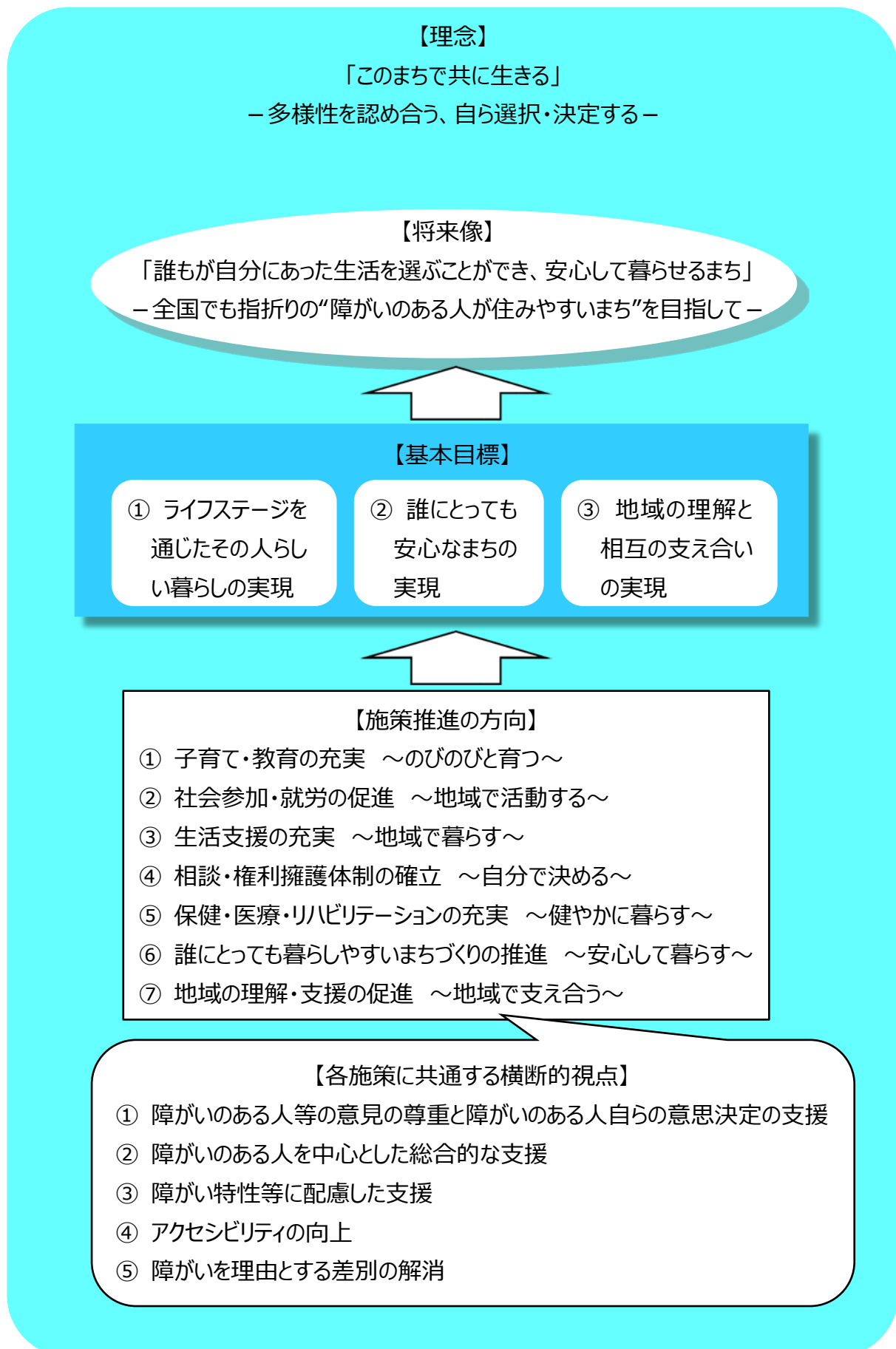
障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

⑤ 障がいを理由とする差別の解消

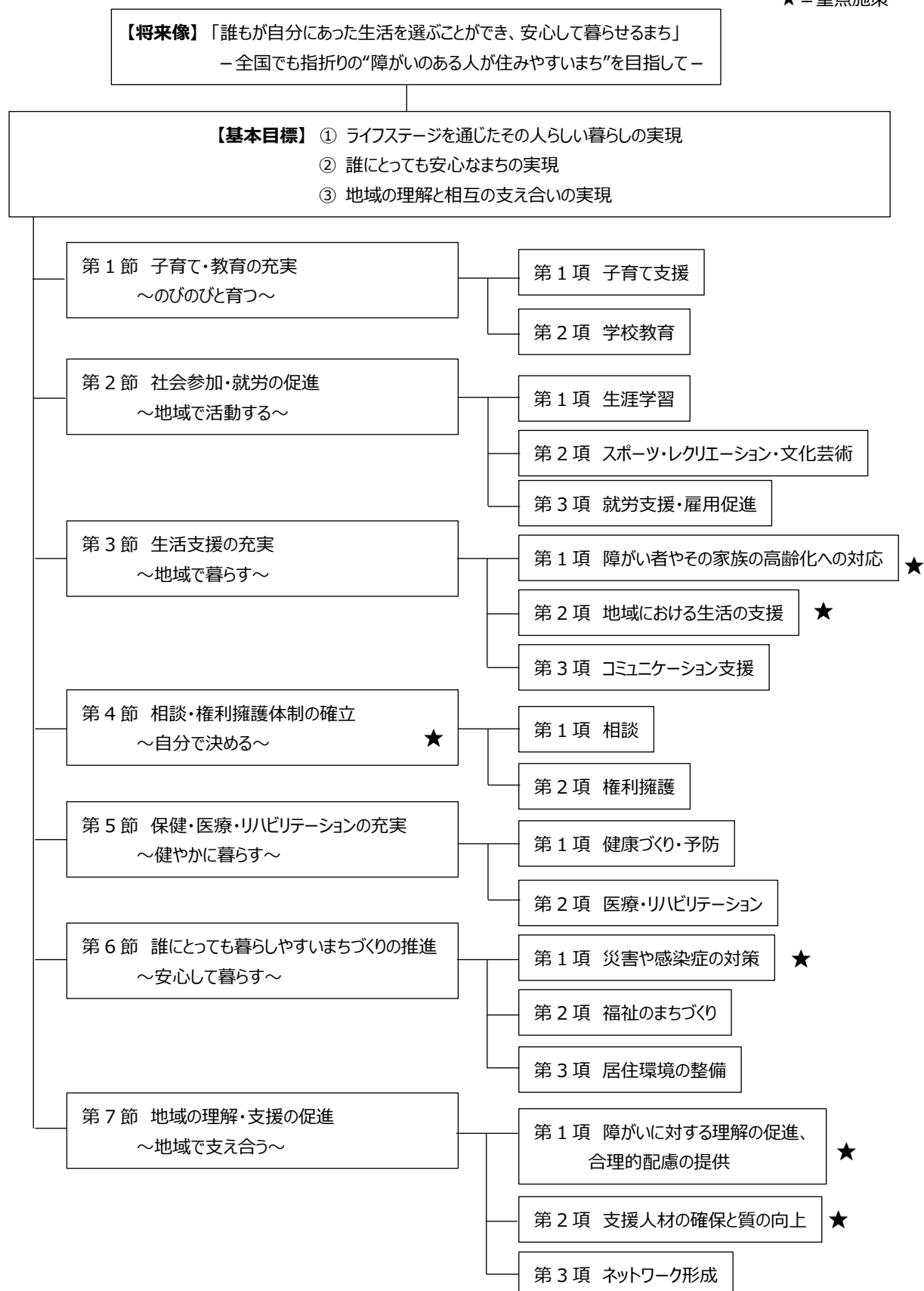
障がいを理由とする差別は、障がいのある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」（平成 18 年条例第 52 号）に基づき、障がい者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

第6節 理念等の構造



第2章 具体的な施策

★ = 重点施策



第 1 節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第 1 項 子育て支援

(1) 現況と課題

○発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。地域での健やかな成長を支援するためには、子どもの成長に応じ、障がい特性に基づく一貫した支援を行うことが重要です。

○市川市こども発達相談室*の相談件数は年々増加しており、相談内容としては、発達障がいに関する相談が全体の過半数を占めている状況です。

○発達障がい児の早期発見・早期支援、また虐待を未然に防ぐためには、保護者等への支援が重要となります。保護者等が子どもの障がい特性を理解し、必要な知識を深め、子育て力を高められるような支援体制の充実を図る必要があります。

○児童発達支援及び放課後等デイサービスなどの事業所数は増加していますが、各事業所の支援の質や保護者支援の向上が課題となっています。また保育園や幼稚園、放課後保育クラブを利用しながらサービスを利用する子どもが増えていることから、保健医療、子育て・家庭支援分野、教育分野と連携を強化し、地域で成長する子どもの視点で課題を確認し、支援を考えていくことが大切です。

○重症心身障がい児や医療的ケア児については、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の事業所数が少ないことが課題となっています。医療的ケアが必要な子どもの人数やニーズ、事業所の現状、課題をアンケート調査等で把握し、市内の支援体制の現状と課題を明確にする必要があります。

○医療的ケア児の支援に関わるコーディネーターについては、設置場所や配置人数等について市川市自立支援協議会と協議していきます。

○障害児相談支援については、セルフプランによりサービスを利用する方が過半数となっているため、セルフプランを作成する保護者等への支援を丁寧に行うとともに、相談支援体制のさらなる強化、充実に向けた検討を行うことが必要です。

(2) 施策の基本方針

子どもの発達に心配を抱える保護者に対し、きめ細やかな対応ができるよう子育て支援の充実を図るとともに、地域社会で子どもたちが障がい特性に合わせた支援を受けて成長していけるよう、一貫した支援体制の充実を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	保育園巡回相談事業		こども政策部 発達支援課	
事業概要	民間の保育園を巡回し、障がい児に対しての適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	保育園巡回件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	91 回	90 回	90 回	90 回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
乳幼児健康診査事業	保健部 保健センター健康支援課	1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、精神的・身体的発育発達、基本的生活習慣、歯科衛生など多角的な健診を行い、さらに聴覚障がいを含む難聴児の支援のため、新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組等、乳幼児の健全な発育・発達を促します。
ライフサポートファイル活用事業	こども政策部 発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとしてライフサポートファイルを活用していきます。

地域職員への 研修事業	こども政策部 発達支援課	保育園、幼稚園、学校、保育クラブ、相談支援事業所、医療従事者等の職員に向けて、支援の質の向上を図るため、聴覚障がいを含む障がい児の特性理解についての研修を行います。
ペアレントプロ グラム	こども政策部 発達支援課	発達に課題のある子どもの子育てについて学ぶ研修を行います。
医療的ケア児 連絡会	こども政策部 発達支援課	医療的ケア児支援や医療的ケア児等コーディネーターについて医療、保健、教育、福祉、子育て分野の関係機関と検討を行います。

第2項 学校教育

(1) 現況と課題

○これまで本市では、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる地域共生社会の実現に向けて、福祉教育や障がい理解教育の推進や、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進められるよう、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るなど、様々な施策を進めてきました。

○本市の特別支援教育では、ニーズに応じて、通級指導教室や特別支援学級を開設し、それぞれ子どもの学びの環境を整えるとともに、一人ひとりの抱える困難や課題を把握し、発達段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を推進しています。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や支援がより充実したものになるよう、教職員への研修等を実施し、指導力向上を図っています。

○各学校では、全ての子どもにとって「わかる授業」を目指すよう、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた教室環境づくり、授業づくりを進めています。また、支援が必要な子ども一人ひとりの実態に応じた適切な教育が行えるよう、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）や個別の指導計画の活用を進めています。特に、市川スマイルプランについては、保護者に対し今後も周知に努めています。

○多様なニーズに対応できるよう、柔軟で連続した就学支援体制の構築を図るとともに、就学後のフォローアップ体制の充実に努めていきます。

○学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症スペクトラム障がいなど、多種多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がい特性に応じた教育を行うことのできる専門職員の育成・確保が必要となります。

(2) 施策の基本方針

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加をしていくために、特別支援教育を充実するとともに、障がい理解教育の積極的な推進により、地域共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育*のシステム構築に向けた教育を進めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第２期後期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない幼児・児童・生徒であって市川スマイルプランの作成が必要と認めるものの市川スマイルプラン作成率			
	現況	目標		
	令和元年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	85%	85%	85%	85%

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市特別支援連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいのある幼児、児童、生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。

第 2 節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

第 1 項 生涯学習

(1) 現況と課題

- 障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉、教育、スポーツ、労働等の施策を連動させながら支援していくことが重要です。
- 障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）第 24 条には、「障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム*）及び生涯学習を確保する」ことが明記されています。
- 文部科学省は、平成 30 年 3 月から、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を開催し、全 16 回にわたり 14 名の委員が議論に加わり、「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」をまとめました。
- この報告書では、持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されていることから、障がい者の生涯学習について考えることは重要とされています。また、障がい者の生涯学習推進において特に重視すべき視点として、①本人の主体的な学びの重視、②学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化、③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化、④障がいに関する社会全体の理解の向上を挙げています。
- 障がい者の生涯学習に資することとして、令和元年 6 月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）が施行されています。この法律は、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するとしています。

(2) 施策の基本方針

学校卒業後の障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、これを通じて障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげていきます。

また、障がい者への生涯学習に関する必要な情報の提供や、市主催講座等における合理的配慮の提供に努めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	市主催講座・講演等における合理的配慮の推進		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	市が主催する講座や講演会等において、手話通訳者・要約筆記者の派遣や車いす席の配置等の合理的配慮を図ります。			
指標等	手話通訳者・要約筆記者の全庁派遣件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	25 件	27 件	28 件	29 件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
図書館の障がい者資料製作・収集事業	生涯学習部 中央図書館	資料変換奉仕者との連携・協力体制を引き続き維持し、点字図書や音訳図書並びに布の絵本・おもちゃなど、障がい者資料の充実を図るとともに、市販の障がい者資料の収集も検討します。

第 2 項 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

(1) 現況と課題

- スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動は、健康づくりや生きがいづくりのほか、障がい者本人の社会性の形成・維持にも役立ちます。

- これらの活動への参加により、コミュニケーションの機会が増えるとともに、知人や友人が増えることで、生活を支え合う地域体制づくりにもつながります。また、これらの活動に取り組んでいる姿は、障がいに対する理解の向上にもつながるものと考えられます。

- 障がい者による文化芸術活動については、近年の障がい福祉分野と文化芸術分野双方からの機運の高まりにより、平成 30 年 6 月 13 日に、議員立法による「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 47 号)が公布、施行されました。

- 本市では、障がい者軽スポーツ教室、俳句やコーラスなどの文化講座を開催していますが、参加者数は多いとは言えず、指導する人材の確保も課題となっています。

(2) 施策の基本方針

障がいの有無や種類に関わらず、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動に参加できる機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいづくりを促進します。また、公共スポーツ・レクリエーション施設のバリアフリー化などを進め、利便性の向上を図るよう努めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	障がい者スポーツ事業		文化スポーツ部　スポーツ課	
事業概要	障がいのある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進をはかります。			
指標等	障がい者軽スポーツ教室への参加人数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	32人	100人	100人	100人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
障がい者文化講座	福祉部 障がい者支援課	障がい者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。

第3項 就労支援・雇用促進

(1) 現況と課題

○これまで、本市では、市内の企業や障害福祉サービス事業者等への働きかけにより障がい者の就労の場の確保に努め、また、相談、職場実習、就労後のアフターケア等により障がい者の就労の総合的な支援を進めてきました。

○就労は、障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むために重要ですが、それは、必ずしも経済面だけではなく、働くこと自体や、地域や社会の中における役割を実感できるという面においても重要です。

○本市では、障害者就労支援センター「アクセス」を平成12年に開設し、障がい者の就労の支援に積極的に取り組んできましたが、職場への定着に向けての支援や生活面の支援については、なお多くの課題があります。また、雇用する側の障がい特性についての理解不足から、本人にとって無理がある仕事をさせてしまったり、就労先で対人関係に悩んだりするといった問題もあります。

○また、就労支援において、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です（平成24年4月11日付障発0411第4厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）。千葉県では、千葉県工賃（賃金）向上計画を策定し、障がい者の自立の支援のために工賃（賃金）の向上を図っています。また、対象となる事業所においては、国・県の方針を踏まえ、工賃（賃金）額の目標値を含んだ計画を策定し、工賃（賃金）の向上に取り組むこととなっています。なお、就労継続支援B型事業所の全国平均工賃は、平成18年度の12,222円から毎年上昇し、平成30年度は16,118円となっています。

○平成30年度からは、障害者総合支援法の訓練等給付費の支給*対象に「就労定着支援」が加わりました。これにより、就労移行支援等を受けて通常の事業所に

新たに雇用された障がい者につき、一定期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な相談、指導、助言その他の必要な支援を行うようになっていきます。

○平成 25 年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されたことで、本市では調達方針を策定し、障害者就労施設等*からの物品等の優先的な調達に努めているところです。

(2) 施策の基本方針

平成 30 年度から新たに就労定着支援が障害福祉サービスに加わるなど、障害者総合支援法における就労支援は拡充されてきています。本市では、市独自の事業として障害者就労支援センター「アクセス」を設置して障がい者の就労を支援していますが、県の障害者就業・生活支援センター事業との連携を図りながら、今後も障がい者の就労の支援を推進します。また、障害者優先調達推進法に基づいて引き続き障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	就労支援に関わる研修		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	市川市自立支援協議会就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。			
指標等	開催回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	未実施	実施	実施	実施

事業名（担当課）	優先調達推進事業		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	障害者優先調達推進法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達を図ります。			
指標等	調達件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	15 件	16 件	16 件	16 件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
障がい者雇用事業	総務部人事課 生涯学習部教育総務課	働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障がい者を、一定期間、「チャレンジド オフィス いちかわ」において、会計年度任用職員として任用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。
雇用促進事業（障がい者就労支援）	経済部 商工業振興課	・雇用促進奨励金 市内に居住する障がい者、重度障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障がい者に係る雇用機会の拡大を図ります。 ・職場実習奨励金 市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。 ・障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と本市との共催により、企業と障がい者の個別面接による「障がい者就職面接会」を開催します。

第 3 節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第 1 項 障がい者やその家族の高齢化への対応（重点施策）

(1) 現況と課題

○かねてより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」の備えは、大きな課題となっています。

○国では、障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の整備を進めるものとして、「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施しました。

○その後、国は「地域生活支援拠点等の整備促進について」を平成 29 年 7 月に発出し、整備に向けた留意点等を取りまとめました。

○本市では、「地域生活支援拠点等ワーキンググループ」において、地域生活支援拠点等の整備に関する議論を行い、本市では「面的な体制」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）を整備することとして、まずは「相談」と「緊急時の受入れ・対応」の機能を優先的に整備することとしました。

(2) 施策の基本方針

地域生活支援拠点等に必要な「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の機能の整備を進めることにより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進め、障がい者等の地域における生活の安心感を担保し、地域での生活を支援します。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	地域生活支援拠点等整備事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築していきます。			
指標等	緊急時対応等登録者数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	－	80 人	110 人	140 人

第 2 項 地域における生活の支援（重点施策）

（1）現況と課題

- 障がい者が地域で生活をしていくためには、障害福祉サービスの提供体制の確保が必要です。そのため、本市ではこれまで、ホームヘルプサービスの充実、日中活動の場の確保、グループホーム等の居住の場の整備等を進めてきました。
- 障がい者等の地域での生活の支援のためには、障がい者等やその家族等の高齢化も考慮し、グループホームや入所施設を充実させていくことも必要です。
- 本市内にあるグループホームは、平成 29 年度末は 13 事業所（総定員 172 人）、平成 30 年度末は 15 事業所（総定員 187 人）、令和元年度末は 17 事業所（総定員 209 人）と増加傾向にありますが、障がい者団体からの意見でも、重度の障がいの方向けのグループホームが未だに少ないという声がありました。
- また、医療的ケアを必要とする障がい者等の地域での生活を支えるため、支援者の支援内容の向上のための研修会等を実施していますが、専門的な技能を有した支援者の確保や、医療的ケアに対応できる施設の整備も課題となっています。
- 医療的ケアを要する方の数は、年々増加しており、平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」報告によると、平成 29 年の医療的ケア児数の推計値は 18,951 人で、平成 17 年の 9,987 人に比べて 2 倍近くになっています。
- 障がい者団体からの意見でも、医療的ケア児等の受入れが可能な短期入所施設の整備を求める声が多くあり、そのための看護師等の人材の確保も課題となっています。

○また、障害福祉サービスの利用から介護保険サービスの利用への移行に際しては、介護保険の被保険者に該当した時から利用できるサービスが制限されるといった懸念の声もありますが、障害者総合支援法第 7 条には「自立支援給付は、当該障がいの状態につき、介護保険法の規定による給付等であって自立支援給付に相当するものを受ける（又は利用する）ことができるときは、その限度において行わない」旨の規定があり、機械的・画一的な取扱いをせずに一人ひとりの障がい特性に応じた柔軟な支給決定をしているところです。

○その他、令和 2 年 8 月 31 日には、千葉県が、千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園及び千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園を令和 4 年度末までに廃止する方針を表明しました。これに当たり、県では、「県内の重度の強度行動障がい*のある方が、大規模入所施設（袖ヶ浦福祉センター）に依拠せずに県内の各地域において必要な支援を受けられるよう、民間事業者の協力のもと、市町村と連携した支援システムを構築」していくとしています。具体的には、県において、「利用者の民間の障害者支援施設*又はグループホームへの入所（入居）に際して必要となる施設改修又はグループホーム建設費用の一部を補助する制度を創設」、「一定期間支援員の追加配置費用を補助する制度を創設」するとしています（千葉県 Web サイトより引用）。市町村は「本人からの相談を受けて必要に応じて支援システムに繋ぐ」役割を担うものと県では想定されているため、本市でも、今後県と連携しながら必要な業務を行っていきます。

○障害福祉サービスや障害児通所支援などの種類ごとの必要量等に関することは、後述の「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」に記載します。

(2) 施策の基本方針

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児通所支援を担う事業者への支援や、地域生活支援事業のほか、障がい者又は障がい児の地域での生活の支援に資する事業を実施していきます。また、新たな地域生活支援事業等が必要な場合には、市規則等の改正を行って対応していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	障害者グループホーム等入居者 家賃助成		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	障がい者の福祉の増進に資するため、グループホーム等に入居する障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。			
指標等	受給者数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	191 人	197 人	200 人	203 人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
精神障がい等 に関する講演 会・研修会	福祉部 障がい者支援課	理解が進まず、普及啓発が望まれる精神障がい等について、講演会や研修会を企画・広報し、実施します。
高次脳機能障 がい者支援会 議	福祉部 障がい者支援課	千葉県が高次脳機能障害支援普及事業として指定した千葉リハビリテーションセンターの職員（支援コーディネーター）を講師アドバイザーとして招き、高次脳機能障がい者の地域生活を支援するため、地域の関係者と困難事例の検討・研究を実施し、効果的な施策について検討します。
福祉タクシー事 業	福祉部 障がい者支援課	重度障がい者が会合の出席、医療機関等への通院その他居宅からの外出に福祉タクシーを利用した場合の運賃の一部を助成します（助成限度額あり）。
医療的ケア児 等支援研修会	こども政策部 発達支援課	医療的ケア児等の支援者に対して、支援の知識、質の向上を図るため、研修会を実施します。

第3項 コミュニケーション支援

(1) 現況と課題

○第1部「総論」の「本市の障害者手帳所持者数」で示したとおり、聴覚又は平衡機能の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方の数は、少しずつ増えています。

○聴覚に障がいがある方の情報入手・コミュニケーション方法としては、補聴器・人工内耳、要約筆記、手話、筆談、代読、福祉機器やパソコン・タブレットの利用、携帯電話（スマートフォン）による方法などがありますが、今後の高齢者数の増加もあることから、要約筆記や手話言語といったコミュニケーション手段は、依然として重要であると思われます。

○この他、聴覚障がい以外にも、視覚に障がいがある方や、失語症の方など、コミュニケーションに困難を抱える様々な方がいます。

(2) 施策の基本方針

障がい者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むことができるように、コミュニケーションや移動の支援を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	失語症会話パートナー派遣事業		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	失語症会話ボランティア養成講座を修了した失語症会話パートナーと失語症のある方々が公共施設に集まり、コミュニケーションを補いながら社会参加を促進します。また、失語症会話パートナーを高齢者施設等に派遣し、会話の場を提供します。			
指標等	延べ派遣人数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	162 人	170 人	170 人	170 人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
NET119	福祉部 障がい者支援課 消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119 緊急通報システム [*] 」の利用登録を行います。

第 4 節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

(重点施策)

第 1 項 相談

(1) 現況と課題

- 障がい者等が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。
- 障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用に当たり、支給決定又は通所給付決定*の申請をした方は、市からの求めに応じて、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を提出することになります。このとき、いわゆる「セルフプラン」（指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案）を提出する方が一定数いることの要因としては、計画相談支援又は障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）を提供する体制が十分でないこと等が考えられます。
- また、計画相談支援等の質の向上に関しては、平成 30 年度障害福祉サービス等の報酬改定により、「利用者ごとに丁寧な支援を行うことを可能とするための相談支援専門員一人あたりの標準担当件数の設定」や、「相談支援の質に応じて評価する報酬体系となるよう質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算の創設」、「一事業所において相談支援専門員が複数配置され複数の目でサービス等利用計画*又は障害児支援利用計画をチェックできる質が高く公正中立な事業所が増加することを狙いとした特定事業所加算の拡充」等が行われ、これによって、「適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において計画相談支援等による独立採算が可能となり新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増員が促進されることで各地域での相談支援体制の充実を図る」とされました（平成 30 年 3 月 30 日付障障発 0330 第 1「計画相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」より引用）。

ただ、依然として、質の向上のための取組は必要との声が市川市自立支援協議会相談支援部会等からあることも事実です。

(2) 施策の基本方針

市川市自立支援協議会相談支援部会による取組等により、計画相談支援等の質の向上や地域における課題の集約を図ります。また、計画相談支援等の提供体制や、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の整備に関しては、その充足に向けて、新たな財政的措置も選択肢に入れた検討を進めていきます。そのほか、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者については、その指定を適切に行うとともに、必要な指導等を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	相談支援に関する研修		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	相談支援に従事する方を対象とした研修を実施すること等により、計画相談支援等の質の向上を図ります。			
指標等	研修等の実施			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実施	実施	実施	実施

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
相談支援グループスーパービジョン	福祉部 障がい者支援課	市川市自立支援協議会相談支援部会を受け皿にして、指定特定相談支援事業所が困難や迷いを感じた事例を提出し、相互に助言を行うことで支援の質の向上を図るとともに地域の課題を集約します。
ピアカウンセリング事業	福祉部 障がい者支援課	障がい者がピア（仲間）として障がい者の相談を受け、相談者のエンパワメント（自ら生きる力を獲得すること）を引き出す等により、障がい者の生活を支援します。

第 2 項 権利擁護

(1) 現況と課題

- 障がい者等は、地域における暮らしの中で、多くの権利侵害や差別にあう可能性があります。そのため、学校、事業者、専門機関等の連携を促し、権利擁護のための体制づくりを進める必要があります。
- 平成 24 年 10 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に「市川市障害者虐待防止センター」を設置しました。このセンターは、平成 29 年度から、基幹相談支援センターえくる内に設置しています。
- また、市の委託事業として、平成 25 年 9 月より、市川市社会福祉協議会内に「後見相談担当室」を設置しており、成年後見制度に関する相談や周知啓発を行っています。さらに、平成 28 年度からは市民後見人養成講座を実施し、いわゆる第三者後見（本人の親族以外の者による後見）の充実を図っています。
- この他、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を行っています。
- 平成 28 年 5 月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行されました。この法律は、成年後見制度の利用の促進について、「成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の理念を踏まえて行われるものとする」、「市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする」等と規定しています（第 3 条）。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の権利侵害の防止に資するよう、研修や会議などを実施します。また、成年後見制度の利用の支援に資する施策を実施していきます。なお、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定等の検討に関しては、障がい者、高齢者の両方に関わる事項であるため、上位計画である市川市地域福祉計画において本市の考え方を整理していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	成年後見制度利用支援事業	福祉部 障がい者支援課 介護福祉課		
事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するための啓発活動や相談等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して行います。			
指標等	相談実件数（障がい分） 啓発回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	39 件 15 回	40 件 16 回	40 件 16 回	40 件 16 回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市障害者虐待防止センター	福祉部 障がい者支援課	被害者や家族等が必要な支援を受けられるよう、障害者虐待防止法第 32 条に基づく市町村障害者虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理や初期調査を基幹相談支援センターにて行うとともに、関係機関と連携します。
障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議	福祉部 障がい者支援課	障がい者虐待の防止及び障がい者を理由とする差別の解消を図るために設置した「障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議」において、地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

第 5 節 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

第 1 項 健康づくり・予防

(1) 現況と課題

○障がいの原因となる生活習慣病の早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活のための取組は、誰にとっても必要なものですが、その方法はライフステージや障がいによって多様です。

○障がい者等の健康管理に関しては、一部の通所施設や入所施設において、健康診断や健康管理の義務があります。その他、障がいがない方と同様に、40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査などがあります。

※ 指定生活介護事業者による健康管理義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 89 条（平成 24 年千葉県条例第 88 号））

※ 指定障害者支援施設等* による毎年 2 回以上定期の健康診断の実施の義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 40 条第 2 項（平成 24 年千葉県条例第 90 号））

※ 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行う指定児童発達支援事業者による通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断の実施の義務（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 34 条第 1 項（平成 24 年千葉県条例第 86 号））

○その他、政府が策定した「障害者基本計画（第 4 次）」には、「学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進する」と書かれており、メンタルヘルス不調者

への適切な支援も重要となっています。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の健康の保持・増進に資する事業や、障がい者等の心の健康づくり対策を推進する事業を引き続き実施していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	ゲートキーパー養成研修		保健部 保健センター健康支援課	
事業概要	専門職だけでなく民生委員なども含めた市民を対象に、悩んでいる人に関わるあらゆる分野で、自殺につながるサインや状況を早期に発見し、適切な対応を図ることができる人材を育成するための研修会等を実施します。			
指標等	研修の開催回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	4 回	3 回	3 回	3 回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
健康教育事業	保健部 保健センター健康支援課	ライフステージに応じて、保健・栄養・歯科の事業や情報提供を通して健康づくりや病気予防を図ります。

第2項 医療・リハビリテーション

(1) 現況と課題

- 障がい者が地域で暮らしていくには、身近な地域にリハビリテーションを容易に行える体制があり、そこで心身機能を維持・調整していくことが望ましいと言えます。
- 障がい者のリハビリテーションに対する理解や知識、技術のある専門家などの体制が十分に整った医療機関は限られており、そのため、適した医療機関を見つけるまでに時間を要することがあるなど、障がい者が利用しやすいとはいえない現状があります。
- 特に、重症心身障がい児・者にとって、適した医療機関を受診することは重要です。
- また、医療行為を要する障がいを持つ場合は、乳幼児期の母子保健、学齢期の教育、施設入所中の対応など、生活状況やライフステージに応じた医療機関との連携が必要です。
- 後天的に障がいを持つようになった方の場合には、精神面でのリハビリテーションも重要となります。
- 障がい者に対する医療費の助成に関しては、令和2年8月から、重度心身障害者医療費助成制度の対象に新たに精神障がい1級の方が加わりました。今後も状況に応じた適切な助成制度を検討していきます。

(2) 施策の基本方針

障がい者が心身機能を維持・調整していくためには、医療やリハビリテーションが不可欠なことから、これらを可能な限り身近に利用することができるよう、医療関係者や障害福祉サービス事業者等との連携の強化や、医療費の助成制度など、必要な事業を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	障がいのある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	個別支援件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	497 件	550 件	560 件	570 件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
医療的ケアに関する研修	福祉部 障がい者支援課	医療的ケアを要する障がい者（児）に対する支援に関する研修を行い、関係者の意識を高め、知識・技術の向上を図ります。
重度心身障害者医療費助成	福祉部 障がい者支援課	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳㊤・A の 1、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

第 6 節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

第 1 項 災害や感染症の対策（重点施策）

(1) 現況と課題

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降、大規模地震への備えの必要性は一層高まっており、また、近年では台風や豪雨による被害も甚大になってきています。
- さらに、令和 2 年初め頃からは、新型コロナウイルスによる感染症が拡大するなど、様々な面からの危機管理が必要になってきています。
- 自然災害や感染症では、特に高齢者や障がい者などがその被害を受けやすいとされ、こうした方々への配慮が求められています。
- 今後、災害時の避難所においては、感染症対策としての観点から、避難者が相互に十分な距離を確保することも考えなければならなくなっており、本市の災害対策も根本から見直す必要があります。
- また、避難所においては、ハード面でのバリアフリー整備とともに、避難中の災害情報の提供や移動手段の確保のほか、避難生活が長期化した場合の支援の面でも、障がい者への配慮が必要となります。
- 防犯対策の面では、障がい者の消費者トラブルの防止や、地域における防犯体制の強化も重要です。また、平成 28 年 7 月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」が発出されており、日頃からの設備の整備・点検や、職員研修のほか、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築しておくことも求められています。

(2) 施策の基本方針

高齢者や障がい者などが特に自然災害や感染症の影響を受けやすいという点を念頭に置き、避難所のバリアフリー整備や障がいに配慮した設備・備品等の設置を促進します。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、障がい者施策だけではなく広範にわたるため、全庁的な対応を今後検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	避難行動要支援者対策事業		福祉部 地域支えあい課	
事業概要	災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。 また、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制を整備します。さらに、平時における地域のつながりを促進します。			
指標等	名簿提供自治（町）会数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	137	前年度 + 10	前年度 + 10	前年度 + 10

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
福祉避難所	福祉部	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、平時から協定事業者等と協力し、防災訓練を実施します。
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	危機管理室 地域防災課 福祉部 福祉政策課	災害時に、避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等が速やかに供給されるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と協定を結び、平時から防災啓発事業や防災訓練を実施します。
総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	震災時における「自助」・「共助」・「公助」の連携強化を図ることを目的に、初期消火、応急救護、煙体験などの市民参加・体験型訓練や各学校での防災拠点・避難所運営訓練、関係機関との無線通信訓練を実施します。
NET119	福祉部 障がい者支援課 消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119 緊急通報システム」の利用登録を行います。

第2項 福祉のまちづくり

(1) 現況と課題

- 環境のあり方が障がいの大きさに影響を与えているという考え方（いわゆる「社会モデル」の考え方）が、現在の国際的な標準となっており、これは、社会的な障壁を取り除くこと、すなわちバリアフリー化が障がい自体を小さくすることを意味しています。また、バリアフリー化の結果、障がい者の社会参加の場が広がることは、生活の質の向上にもつながります。
- 今後は、バリアフリー化だけではなく、障がいがある人もない人も、子どもも高齢者も暮らしやすいまちづくり、すなわち、「まちのユニバーサル化」も重要です。
- 例えば、市内の歩道整備については、主要駅周辺を重点整備地区として段差の解消や歩道の平坦化などを進めていますが、車いす使用者や視覚障がい者等だけではなく、高齢者やベビーカーで移動する方や子どもにとっても、安全で快適に移動できるようなまちづくりが必要になります。
- また、施設のバリアフリー化だけではなく、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する国民の理解を深め、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進することも重要です。

(2) 施策の基本方針

道路や公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を進めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	人にやさしい道づくり重点地区整備事業		道路交通部 道路建設課	
事業概要	「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径500m 以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。			
指標等	歩道のバリアフリー化箇所数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	5 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
公園施設のバリアフリー等	水と緑の部 公園緑地課	出入口のスロープ化等により段差解消を図り、誰もが安心して利用できる公園を目指します。

第 3 項 居住環境の整備

(1) 現況と課題

○障がい者等がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るためには、障がい者等が暮らしやすい住環境の整備も必要となります。

○市川市では、これまで、障がい者等の居宅のバリアフリー化に資するよう、住宅改修費の助成等を行っていますが、このほか、障がい者等の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備も促進していく必要があります。

○また、公営住宅の、障がい者に対する優先入居の実施や、単身入居を可能とするための取組も、障がい者等の地域での生活の支援のために重要です。

○平成 29 年には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正が行われ、都道府県知事による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や、都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が始まりました。これにより、登録を受けた事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者* に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこととされました。また、指定を受けた法人は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと等の業務を行うものとしてされています（住宅セーフティネット法第 17 条、第 42 条）。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の居住環境の改善に資するよう、住宅改修費の助成等を引き続き行うとともに、グループホームの整備促進に資する補助等も引き続き行っていきます。また、住宅セーフティネット法に基づく必要な施策については、本市の市営住宅所管課を中心として必要な検討を進めていく予定です。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	グループホームの開設や運営に対する支援		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	障害者グループホームの新規開設や運営をする事業者に対し、その経費について補助を行います。			
指標等	開設時の補助の実施 運営費の補助の件数（事業所数） 市内グループホームの定員数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実施 48 件 209 人	実施 50 件 230 人	実施 50 件 240 人	実施 50 件 250 人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
あんしん住宅助成事業	街づくり部 街づくり整備課	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅（戸建て及び分譲マンション専有部）において、バリアフリー、防災性向上、省エネ、子育てに対する配慮のいずれかの分野で行う改修工事費用の一部を補助します。また、分譲マンション共用部分等のバリアフリー又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。
民間賃貸住宅家賃等助成事業	福祉部 市営住宅課	民間賃貸住宅の取り壊し等により他の民間賃貸住宅に転居する高齢者や心身障がい者等に、所得状況などに応じ、家賃等の差額を助成します。

第 7 節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第 1 項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供（重点施策）

(1) 現況と課題

○障がいに対する理解を深める上では、いわゆる「社会モデル」（障がいは社会における様々な障壁と相對することによって生ずるとする考え方）を踏まえつつ考えることが重要です。平成 19 年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約では、この考え方が貫かれています。

○例えば「発達障がい」は、身近にありながら社会の中で十分に知られていなかった障がいでしたが、平成 17 年に発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）が施行され、「発達障がい」が定義されるなど、社会全体での障がいに対する理解は少しずつ進んできています。しかし、この発達障がいや高次脳機能障がいなど、外見からは分かりにくい障がいもあります。差別の解消や合理的配慮の提供のためには、この点の理解を進めることが重要です。

○障がいの状態は一人ひとりで異なり、また、現在の「障がい」の捉え方が「医学モデル」（障がいは心身の機能の障がいのみに起因するとする考え方）ではなく「社会モデル」であることから分かるように、“どこからが「障がい」か”を一律・客観的に定めることは難しく、障がい特性とはその人その人の「個性の違い」と言える面もあると考えられます。

○こうしたことの理解を促進するため、例えば、行政機関では、職員に対する研修の実施等が必要です。本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 8 条において、市長その他の任命権者は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、新規採用職員や新たに管理監督者となった職員に対して研修を行うものとしています。

○また、千葉県では、障がい等により支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるための「ヘルプカード」を作成しており、さらに令和元年8月末からは「ストラップ型ヘルプマーク」も作成しています。これらは、本市でも配布を行っています。

○また、地域社会における障がいに対する理解を促進するためには、地域住民と障がい者との日常的な交流の拡大を図ることも重要です。

(2) 施策の基本方針

障がいに対する理解の促進のための啓発や職員研修を実施し、差別の解消や合理的配慮の提供の推進を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	障がいに関する理解啓発事業		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	障害者基本法第 9 条に定める障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施し、障がいに関する理解促進を図ります。			
指標等	実施の有無			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実施	実施	実施	実施

事業名（担当課）	福祉の店運営支援事業		福祉部 障がい者施設課	
事業概要	障がい者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障がい者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。			
指標等	出店回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	265 回	293 回	293 回	293 回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市新規採用職員に対する研修	福祉部 障がい者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障がいに関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
市職員に対する研修・啓発	福祉部 障がい者支援課	市の全職員を対象とした、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
福祉教育の推進	学校教育部 指導課	各小中義務教育学校において、総合的な学習の時間等を中心として年間指導計画を作成し、市川市社会福祉協議会など関係機関の協力を得ながら、高齢者や障がい者などとの交流やボランティア活動等に取り組み、福祉教育を推進します。
地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域支えあい課	地域ケアシステムは市内 14 の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取組を実践しています。重要な取組の一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障がい者団体が参加することで、障がい者と地域との交流の機会が増え、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。

第 2 項 支援人材の確保と質の向上（重点施策）

（1）現況と課題

- 「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略《2015-2060 人口ビジョン編》」の「2-1 将来人口推計（全体）」によれば、本市の生産年齢人口*割合は、2015 年の 67.4%から減少し続け、2055 年には 54%程度となる（逆に老年人口*割合は増加する）と見込まれています。少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少することが見込まれます。
- また、千葉県の有効求人倍率は、平成 30 年度は、「介護サービス」が 4.88 倍、障がい福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が 3.04 倍と、全産業の 1.33 倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足が明らかになっています（「千葉県福祉人材確保・定着推進方針（令和元年度～令和 5 年度）」による）。
- このような中、福祉人材の養成・確保は従前からの課題であり、平成 5 年 4 月には、いわゆる福祉人材確保法（社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 81 号））に基づき、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 5 年厚生省告示第 116 号）が厚生大臣より告示されました。
- その後、社会福祉事業法（昭和 26 年法律第 45 号）は平成 12 年に社会福祉法に改正されました。この法律の「第 9 章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進」には、厚生労働大臣による「社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の作成義務（第 89 条第 1 項）や、都道府県ごとの福祉人材センターの設置（第 93 条第 1 項）などが規定されています。
- 平成 19 年には、社会福祉法第 89 条第 1 項の規定に基づき、新たな「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 289 号）が示されました。この指針では、関係者が取り組む人

材確保の方策として、①「労働環境の整備の推進等」、②「キャリアアップの仕組みの構築」、③「福祉・介護サービスの周知・理解」、④「潜在的有資格者等の参入の促進等」、⑤「多様な人材の参入・参画の促進」の 5 つの大項目が掲げられています。

○また、この指針では、「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、(福祉・介護サービス従事者の) 処遇の改善等に取り組むことが重要である」として、①経営者及び関係団体等の役割として「労働環境の改善」や「従事者のキャリアアップの支援」等を、②都道府県の役割として「従事者の需給状況や就業状況の把握」や「従事者に対する研修体制の整備」等を、③市区町村の役割として「福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発」や「従事者に対する研修の実施や相談体制の整備」等を、④国の役割として「法人や施設の経営の状況、従事者の労働環境、定着状況等の実態の把握」や「福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定」等を掲げています。

○これを踏まえ、本市においても、福祉人材の確保、育成、定着に資するよう、研修等を実施していきます。

○なお、千葉県においても、平成 20 年 9 月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置、平成 26 年 3 月に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(平成 26 年度～平成 30 年度)を策定し、令和 2 年 3 月にはこれを見直して新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(令和元年度～令和 5 年度)を策定しています。この方針においては、①福祉・介護分野への就業を促進するための「人材の確保」、②福祉・介護関係の資格取得や職員のスキルアップ等を支援する「人材の育成」、③福祉・介護の従事者が長く働き続けられるよう、環境整備を行う「人材の定着」の 3 つの柱に基づき、総合的な取組を進めていくとしています。

(2) 施策の基本方針

福祉人材の確保、育成、定着に資するよう、市川市自立支援協議会との協働による研修等を実施していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	相談支援に関する研修		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	相談支援に従事する方を対象とした研修の実施等により、計画相談支援等の人材の定着や質の向上を図ります。			
指標等	研修等の実施 指定特定相談支援事業所数・指定障害児相談支援事業所数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実施 32・22	実施 33・23	実施 33・23	実施 34・24

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
就労支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課	就労支援に従事する方を対象とした研修を実施すること等により、就労支援の担い手の質の向上を図ります。

第3項 ネットワーク形成

(1) 現況と課題

- 指定障害福祉サービス事業者*及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定相談支援事業者*は、市町村、職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を行うように努めなければならないとされています。

(障害者総合支援法第42条第1項、第51条の22第1項)

- また、これらの事業者は、関係機関だけではなく、他の指定障害福祉サービス事業者等*その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることも重要です。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第1項など)

- こうした関係機関や他の事業者等との連携は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行われるものです。

(障害者総合支援法第42条第1項、第51条の22第1項)

- また、こうした連携は、地域包括ケアシステム*の観点からも重要なものであり、介護分野や医療分野のほか、教育分野との連携にも努めていく必要があります。

- 市は、こうした連携の実現に資するよう、基幹相談支援センターによる取組や、研修の開催による“顔の見える関係”の構築につながる場づくりなどを行っています。

- また、様々な障がい特性を持つ市内の障がい者の当事者団体間の横のつながりを作ることを目的として、平成24年に市川市障害者団体連絡会が発足しています。今後も引き続き、それぞれの立場や多様な課題を取りまとめて、主体的な活動を推進していくことが必要となります。

(2) 施策の基本方針

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者相互のネットワークづくり等に資する施策を実施します。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	基幹相談支援センターによる ネットワーク構築		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	地域の関係機関との連携を強化することを目的に、基幹相談支援センター職員が関連会議等へ参加します。			
指標等	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・出席回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	49 種類 161 回	36 種類 175 回	36 種類 175 回	36 種類 175 回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
障害者団体連絡会運営支援	福祉部 障がい者支援課	各障がい者団体による意見交換や、共同の取組を通して、連絡会の主体的なネットワークづくりを支援します。
市川障害児者相談支援事業所連絡協議会への支援	福祉部 障がい者支援課	指定相談支援事業者や、障がい者（児）の相談支援に関わる関係者で作る「市川障害児者相談支援事業所連絡協議会」の運営を支援し、自立支援協議会相談支援部会との連携を図ります。
日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力	福祉部 介護福祉課 障がい者支援課	住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、日本郵便株式会社市川・行徳郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、郵便局員が業務中に、高齢者や障がい者、子どもなどの住民の何らかの異変に気付いた場合に、市に情報提供をしてもらうことにより、地域における見守り活動を行います。

